



# 山形県公報

平成25年3月1日(金)  
第2423号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の指定……………(健康福祉企画課) ……161
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出……………(同) ……162
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……同
- 救急病院等の告示……………(地域医療対策課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁福祉課) ……163
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 県道の供用の開始……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 都市計画の変更……………(都市計画課) ……164
- 平成19年3月県告示第304号(山形県港湾施設の概要)の一部改正……………(空港港湾課) ……同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同
- 県証紙売りさばき人の指定……………(同) ……165
- 県証紙売りさばき業務の廃止の届出……………(同) ……同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 山形県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨……………同

### 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業・まちづくり振興課) ……167
- 平成25年度前期技能検定の実施……………(雇用対策課) ……168
- 平成25年度随時実施技能検定の実施……………(同) ……173
- 河川整備計画の変更の書類の縦覧……………(河川課) ……174
- 河川整備計画の書類の縦覧……………(同) ……同
- 二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………(建築住宅課) ……同

## 告 示

### 山形県告示第137号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成25年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地  | 指 定 年 月 日    |
|-------------------|----------------------|--------------|
| 洋々会秋葉医院           | 東村山郡中山町大字長崎303番地8    | 平成24. 12. 28 |
| 四葉こども歯科           | 山形市十日町二丁目1番42号       | 平成25. 2. 1   |
| ハート調剤薬局小白川店       | 山形市東原町一丁目12番24号      | 同            |
| あすなる訪問看護ステーション    | 山形市あかねヶ丘三丁目1番1号 103号 | 同            |

**山形県告示第138号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした指定医療機関の名称及び所在地  
あらき薬局宮町店  
山形市宮町一丁目1番44号
- 届出の内容

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 |          | 変 更 年 月 日   |
|-------------------|----------|-------------|
| 変 更 前             | 変 更 後    |             |
| 荒木薬局宮町店           | あらき薬局宮町店 | 平成25. 1. 21 |

**山形県告示第139号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 廃 止 年 月 日    |
|-------------------|---------------------|--------------|
| 秋葉医院              | 東村山郡中山町大字長崎303番地8   | 平成24. 12. 27 |

**山形県告示第140号**

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成25年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称         | 所 在 地            | 認 定 期 間                     |
|-------------|------------------|-----------------------------|
| 西 川 町 立 病 院 | 西村山郡西川町大字海味581番地 | 平成25年4月1日から<br>平成28年3月31日まで |

**山形県告示第141号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|------------------------|--------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社いちみ                | いちみ訪問介護事業所<br>米沢市万世町桑山1728番地の2 | 訪 問 介 護 | 平成25. 1. 31 |

**山形県告示第142号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                    | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|--------------------------|--------------------------------|----------|-------------|
| 株式会社いちみ                  | いちみ訪問介護事業所<br>米沢市万世町桑山1728番地の2 | 介護予防訪問介護 | 平成25. 1. 31 |

**山形県告示第143号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成25年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                | 障害福祉サービスの<br>種類 | 指定年月日      |
|----------------------------------|----------------------------|-----------------|------------|
| 株式会社あたしん家<br>新庄市住吉町1051-2        | ケアホームあたしん家<br>新庄市住吉町1051-2 | 共 同 生 活 介 護     | 平成25. 3. 1 |

**山形県告示第144号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成25年3月1日から同月14日まで縦覧に供する。

平成25年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 天童河北線
- 2 供用開始の区間 西村山郡河北町谷地字谷地ホ13番から  
同 字嶋250番1まで
- 3 供用開始の期日 平成25年3月1日

山形県告示第145号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月1日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 都市計画の種類  
余目都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更した土地の区域  
(1) 追加する部分 なし  
(2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課及び庄内総合支庁建設部道路計画課

山形県告示第146号

平成19年3月県告示第304号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

なお、関係図面は、県土整備部空港港湾課及び山形県港湾事務所において縦覧に供する。

平成25年3月1日

山形県知事 吉村美栄子

酒田港(1)第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表

|            |           |             |           |    |                 |   |
|------------|-----------|-------------|-----------|----|-----------------|---|
| 荷さばき施設Fの項中 | 軌道走行式荷役機械 | ガントリークレーン   | F-2<br>-4 | 1台 | 吊上げ荷重<br>42.6トン | を |
|            | 移動式荷役機械   | コンテナフォークリフト | 3-96      | 1  | 吊上げ荷重35<br>トン   |   |
|            |           | ジブクレーン      | -97       | 1  | 34              |   |

|           |          |           |    |                 |    |
|-----------|----------|-----------|----|-----------------|----|
| 軌道走行式荷役機械 | コンテナクレーン | F-2<br>-4 | 1台 | 吊上げ荷重<br>42.6トン | に、 |
| 移動式荷役機械   | リーチスタッカー | 3-98      | 1  | 吊上げ荷重45<br>トン   |    |

|         |    |       |  |   |
|---------|----|-------|--|---|
| 高砂ふ頭西上屋 | -7 | 3,033 |  | を |
|---------|----|-------|--|---|

|         |    |       |                         |                |
|---------|----|-------|-------------------------|----------------|
| 高砂ふ頭西上屋 | -7 | 3,033 |                         | に改め、同表保管施設Hの項中 |
| 古湊ふ頭上屋  | -8 | 2,012 | 天井クレーン<br>吊上げ荷重20<br>トン |                |

「34,118」を「32,106」に改める。

山形県告示第147号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年3月1日

山形県知事 吉村美栄子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第8中「係るもの」を「係るものであつて払込取扱票によるもの並びに個人事業税、自動車税並びに母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還金に係るものであつて口座振替によるもの」に改める。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 山形県告示第148号

山形県証紙条例（昭和39年3月県条例第40号）第6条第1項の規定により、証紙の売りさばき人を次のとおり指定した。

平成25年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名称及び代表者氏名                   | 住 所              | 売りさばき所の所在地       | 指 定 年 月 日   |
|-----------------------------|------------------|------------------|-------------|
| 社団法人全国軽自動車協会連合会<br>会長 小谷 忠幸 | 東京都港区芝大門一丁目1番30号 | 山形市立谷川三丁目3553番地2 | 平成25. 2. 21 |

## 山形県告示第149号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第16条第1項の規定により、次の証紙の売りさばき人から、次のとおり証紙の売りさばき業務を廃止する旨の届出があった。

平成25年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名称及び代表者氏名                 | 所 在 地         | 売りさばき所の所在地    | 廃 止 年 月 日   |
|---------------------------|---------------|---------------|-------------|
| アビコ産業株式会社<br>代表取締役 安孫子 浩久 | 米沢市窪田町窪田291番地 | 米沢市中田町568番地の6 | 平成25. 2. 28 |

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

## 山形県選挙管理委員会告示第11号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成25年1月27日執行の山形県知事選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成25年3月1日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷 誠

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成25年1月27日執行 山形県知事選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 30,895,800円

3 報告書の要旨

|         |        |            |       |        |                              |      |
|---------|--------|------------|-------|--------|------------------------------|------|
| 候補者氏名   | 吉村 美栄子 | 所属党派       | 無 所 属 | 期間     | 平成24年11月1日から<br>平成25年1月28日まで | 第1回分 |
| 出納責任者氏名 | 荒井 進   |            |       |        |                              |      |
| 収入      |        |            |       | 支出     |                              |      |
| 主たる寄附   |        |            |       | 人件費    | 60,000円                      |      |
| 〔氏名〕    | (職業)   | (寄附額)      |       | 家屋費    | 4,582,770                    |      |
|         |        |            |       | 選挙事務所費 | 4,005,669                    |      |
| 〔団体名〕   | (職業)   | (寄附額)      |       | 集会会場費  | 577,101                      |      |
|         |        |            |       | 通信費    | 103,028                      |      |
| 元気！やまがた | 政治団体   | 8,000,000円 |       | 交通費    | 0                            |      |
| その他の寄附  | 0件     | 0          |       | 印刷費    | 2,369,500                    |      |
| その他の収入  |        | 0          |       | 広告費    | 1,419,600                    |      |
| 今回計     |        | 8,000,000  |       | 文具費    | 68,841                       |      |
| 前回計     |        | 0          |       | 食糧費    | 32,371                       |      |
| 総計      |        | 8,000,000  |       | 休泊費    | 0                            |      |
|         |        |            |       | 雑費     | 493,524                      |      |
|         |        |            |       | 今回計    | 9,129,634                    |      |
|         |        |            |       | 前回計    | 0                            |      |
|         |        |            |       | 総計     | 9,129,634                    |      |

|              | 項 目     | 金 額        |
|--------------|---------|------------|
| 支出のうち公費負担相当額 | ビラの作成   | 755,300円   |
|              | ポスターの作成 | 863,200円   |
|              | 計       | 1,618,500円 |

|          |           |        |
|----------|-----------|--------|
| 報告書受理年月日 | 平成25年2月5日 | 第1回報告分 |
|----------|-----------|--------|

|         |        |           |       |        |                             |      |
|---------|--------|-----------|-------|--------|-----------------------------|------|
| 候補者氏名   | 吉村 美栄子 | 所属党派      | 無 所 属 | 期間     | 平成24年12月1日から<br>平成25年2月8日まで | 第2回分 |
| 出納責任者氏名 | 荒井 進   |           |       |        |                             |      |
| 収入      |        |           |       | 支出     |                             |      |
| 主たる寄附   |        |           |       | 人件費    | 0円                          |      |
| 〔氏名〕    | (職業)   | (寄附額)     |       | 家屋費    | 0                           |      |
|         |        |           |       | 選挙事務所費 | 0                           |      |
| 〔団体名〕   | (職業)   | (寄附額)     |       | 集会会場費  | 0                           |      |
|         |        |           |       | 通信費    | 0                           |      |
|         |        | 0円        |       | 交通費    | 0                           |      |
| その他の寄附  | 0件     | 0         |       | 印刷費    | 0                           |      |
| その他の収入  |        | 0         |       | 広告費    | 105,000                     |      |
| 今回計     |        | 0         |       | 文具費    | 0                           |      |
| 前回計     |        | 8,000,000 |       | 食糧費    | 66,163                      |      |
| 総計      |        | 8,000,000 |       | 休泊費    | 0                           |      |
|         |        |           |       | 雑費     | 56,684                      |      |
|         |        |           |       | 今回計    | 227,847                     |      |
|         |        |           |       | 前回計    | 9,129,634                   |      |
|         |        |           |       | 総計     | 9,357,481                   |      |

|              | 項 目     | 金 額 |
|--------------|---------|-----|
| 支出のうち公費負担相当額 | ビラの作成   | 0円  |
|              | ポスターの作成 | 0円  |
|              | 計       | 0円  |

|          |            |        |
|----------|------------|--------|
| 報告書受理年月日 | 平成25年2月14日 | 第2回報告分 |
|----------|------------|--------|

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに長井市役所において平成25年7月1日まで縦覧に供する。

平成25年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
（仮称）ヨークタウン長井小出  
長井市小出字館西3854番地1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
代表取締役 大高善興
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号  
代表取締役 大高善興  
株式会社コメリ 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
代表取締役 捧雄一郎
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成25年10月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
7,680平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 254台
  - (2) 駐輪場の収容台数 52台
  - (3) 荷さばき施設の面積 169平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 48.6立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - イ 株式会社ヨークベニマル  
開店時刻 午前9時  
閉店時刻 午後11時
    - ロ 株式会社コメリ  
開店時刻 午前7時  
閉店時刻 午後9時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時30分から午後11時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
5か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
平成25年2月20日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成25年7月1日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並

- びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成25年度前期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成25年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 技能検定の実施職種

(1) 1級及び2級

| 検 定 職 種       | 検 定 作 業                     |
|---------------|-----------------------------|
| 園 芸 装 飾       | 室 内 園 芸 装 飾 作 業             |
| 造 園           | 造 園 工 事 作 業                 |
| 鑄 造           | 鑄 鉄 鑄 物 鑄 造 作 業             |
| 金 属 熱 処 理     | 一 般 熱 処 理 作 業               |
|               | 浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業 |
|               | 高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業         |
| 機 械 加 工       | 普 通 旋 盤 作 業                 |
|               | 数 値 制 御 旋 盤 作 業             |
|               | フ ラ イ ス 盤 作 業               |
|               | 数 値 制 御 フ ラ イ ス 盤 作 業       |
|               | 平 面 研 削 盤 作 業               |
|               | 円 筒 研 削 盤 作 業               |
|               | ホ ブ 盤 作 業                   |
|               | マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業         |
| 放 電 加 工       | 数 値 制 御 形 彫 り 放 電 加 工 作 業   |
|               | ワ イ ヤ 放 電 加 工 作 業           |
| 金 属 プ レ ス 加 工 | 金 属 プ レ ス 作 業               |
| 鉄 工           | 構 造 物 鉄 工 作 業               |

|                 |                               |
|-----------------|-------------------------------|
| 建 築 板 金         | 内 外 装 板 金 作 業                 |
|                 | ダ ク ト 板 金 作 業                 |
| 工 場 板 金         | 曲 げ 板 金 作 業                   |
|                 | 打 出 し 板 金 作 業                 |
| 仕 上 げ           | 治 工 具 仕 上 げ 作 業               |
|                 | 金 型 仕 上 げ 作 業                 |
|                 | 機 械 組 立 仕 上 げ 作 業             |
| 切 削 工 具 研 削     | 工 作 機 械 用 切 削 工 具 研 削 作 業     |
| ダ イ カ ス ト       | コ ー ル ド チ ャ ン バ ダ イ カ ス ト 作 業 |
| 電 子 機 器 組 立 て   | 電 子 機 器 組 立 て 作 業             |
| 電 気 機 器 組 立 て   | 配 電 盤 ・ 制 御 盤 組 立 て 作 業       |
| 産 業 車 両 整 備     | 産 業 車 両 整 備 作 業               |
| 光 学 機 器 製 造     | 光 学 ガ ラ ス 研 磨 作 業             |
| 建 設 機 械 整 備     | 建 設 機 械 整 備 作 業               |
| 婦 人 子 供 服 製 造   | 婦 人 子 供 注 文 服 製 作 作 業         |
| 家 具 製 作         | 家 具 手 加 工 作 業                 |
|                 | い す 張 り 作 業                   |
| 建 具 製 作         | 木 製 建 具 手 加 工 作 業             |
| 印 刷             | オ フ セ ッ ト 印 刷 作 業             |
| プ ラ ス チ ッ ク 成 形 | 射 出 成 形 作 業                   |
| 石 材 施 工         | 石 張 り 作 業                     |
| と び             | と び 作 業                       |
| 左 官             | 左 官 作 業                       |
| タ イ ル 張 り       | タ イ ル 張 り 作 業                 |

| 畳 | 製 | 作 | 業 |                 |   |   |                 |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|-----------------|---|---|-----------------|---|---|---|---|---|---|---|
| 防 | 水 | 施 | 工 | ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 |   |   |                 |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   | アクリルゴム系塗膜防水工事作業 |   |   |                 |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   | シーリング防水工事作業     |   |   |                 |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   | F R P 防水工事作業    |   |   |                 |   |   |   |   |   |   |   |
| 内 | 装 | 仕 | 上 | げ               | 施 | 工 | プラスチック系床仕上げ工事作業 |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |                 |   |   | 鋼製下地工事作業        |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |                 |   |   | ボード仕上げ工事作業      |   |   |   |   |   |   |   |
| 熱 | 絶 | 縁 | 施 | 工               | 保 | 温 | 保               | 冷 | 工 | 事 | 作 | 業 |   |   |
| サ | ッ | シ | 施 | 工               | ビ | ル | 用               | サ | ッ | シ | 施 | 工 | 作 | 業 |
| 表 |   |   | 装 |                 | 壁 |   |                 | 装 |   | 作 |   | 業 |   |   |
| 塗 |   |   | 装 |                 | 建 |   | 築               | 塗 |   | 装 |   | 作 | 業 |   |
|   |   |   |   |                 | 金 |   | 属               | 塗 |   | 装 |   | 作 | 業 |   |
| 広 | 告 | 美 | 術 | 仕               | 上 | げ | 広告面ペイント仕上げ作業    |   |   |   |   |   |   |   |
|   |   |   |   |                 |   |   | 広告面粘着シート仕上げ作業   |   |   |   |   |   |   |   |
| フ | ラ | ワ | ー | 装               | 飾 | フ | ラ               | ワ | ー | 装 | 飾 | 作 | 業 |   |

## (2) 3級

| 検 定 職 種       | 検 定 作 業                     |
|---------------|-----------------------------|
| 園 芸 装 飾       | 室 内 園 芸 装 飾 作 業             |
| 造 園           | 造 園 工 事 作 業                 |
| 金 属 熱 処 理     | 一 般 熱 処 理 作 業               |
|               | 浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業 |
|               | 高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業         |
| 機 械 加 工       | 普 通 旋 盤 作 業                 |
|               | 数 値 制 御 旋 盤 作 業             |
|               | フ ラ イ ス 盤 作 業               |
|               | 平 面 研 削 盤 作 業               |
|               | マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業         |
| 仕 上 げ         | 機 械 組 立 仕 上 げ 作 業           |
| 機 械 保 全       | 機 械 系 保 全 作 業               |
|               | 電 気 系 保 全 作 業               |
| 電 子 機 器 組 立 て | 電 子 機 器 組 立 て 作 業           |
| 建 築 大 工       | 大 工 工 事 作 業                 |
| 商 品 装 飾 展 示   | 商 品 装 飾 展 示 作 業             |
| フ ラ ワ ー 装 飾   | フ ラ ワ ー 装 飾 作 業             |

## (3) 単一等級

| 検 定 職 種     | 検 定 作 業                           |
|-------------|-----------------------------------|
| 路 面 標 示 施 工 | 溶 融 ペ イ ン ト ハ ン ド マ ー カ ー 工 事 作 業 |
|             | 加 熱 ペ イ ン ト マ シ ン マ ー カ ー 工 事 作 業 |
| 産 業 洗 浄     | 高 圧 洗 浄 作 業                       |

## 2 技能検定試験手数料

## (1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

## (2) 学科試験手数料 3,100円

## 3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日                                                                                                                | 場 所                |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 平成25年6月5日（水）から同年9月10日（火）までの間において山形県職業能力開発協会が指定する日                                                                  | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 平成25年7月21日（日）<br>3級<br>園芸装飾、造園、機械加工、仕上げ、機械保全、電子機器組立て、建築大工、商品装飾展示、フラワー装飾                                            |                    |
|         | 平成25年8月25日（日）<br>1級及び2級<br>造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、光学機器製造、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装<br>3級<br>金属熱処理<br>単一等級<br>産業洗浄 |                    |
|         | 平成25年9月1日（日）<br>1級及び2級<br>機械加工、鉄工、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ                 |                    |
|         | 平成25年9月8日（日）<br>1級及び2級<br>園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、工場板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾<br>単一等級<br>路面標示施工   |                    |

## 4 受検手続

技能検定受検申請書を平成25年4月8日（月）から同月19日（金）までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

## 5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用対策課（電話023(630)2554）又は山形県職業能力開発協会（電話

023(644)8562) に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第3条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成25年度随時実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成25年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 技能検定の実施職種

### (1) 3級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工（普通旋盤作業及びフライス盤作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（ダクト板金作業に限る。）、工場板金（機械板金作業に限る。）、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全（機械系保全作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業に限る。）、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

### (2) 基礎1級及び基礎2級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装、工業包装

## 2 技能検定試験手数料

### (1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

### (2) 学科試験手数料 3,100円

## 3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日               | 場 所                |
|---------|-------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 山形県職業能力開発協会が指定する日 | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 同 上               | 同 上                |

## 4 受検手続

### (1) 技能検定受検申請書の提出先

山形市松栄二丁目2番1号 山形県職業能力開発協会

### (2) 技能検定受検申請書の受付期間

山形県職業能力開発協会において随時受け付ける。

## 5 その他

詳細については、商工労働観光部雇用対策課（電話023(630)2554）又は山形県職業能力開発協会（電話023(644)8562）に問い合わせること。

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により定めた河川整備計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更した河川整備計画の名称  
一級河川最上川水系村山圏域河川整備計画（知事管理区間）
- 2 縦覧の場所  
県土整備部河川課及び村山総合支庁建設部河川砂防課並びに山形市まちづくり推進部河川道路整備課

河川法（昭和39年法律第167号）第16条の2第1項の規定により、河川整備計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川整備計画の名称  
一級河川赤川水系河川整備計画（県管理区間）
- 2 縦覧の場所  
県土整備部河川課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市建設部都市計画課、東部建設事務室及び南部建設事務室並びに鶴岡市藤島庁舎総務企画課及び鶴岡市櫛引庁舎総務企画課、酒田市建設部土木課並びに三川町建設環境課

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条の6第1項の規定により、同法第13条の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験を財団法人建築技術教育普及センター（以下「センター」という。）が次のとおり実施する。

平成25年3月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 試験の日時及び場所

| 区 分                    |                  | 日 時                               | 場 所                           |
|------------------------|------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| 二 級<br>建 築<br>士 試<br>験 | 学 科<br>の<br>試 験  | 平成25年7月7日（日）<br>午前10時から午後5時10分まで  | 山形市緑町一丁目5番12号<br>山形県立山形工業高等学校 |
|                        | 設 計 製 図<br>の 試 験 | 平成25年9月15日（日）<br>午前11時から午後4時まで    | 同 上                           |
| 木 造<br>建 築<br>士 試<br>験 | 学 科<br>の<br>試 験  | 平成25年7月28日（日）<br>午前10時から午後5時10分まで | 同 上                           |
|                        | 設 計 製 図<br>の 試 験 | 平成25年10月13日（日）<br>午前11時から午後4時まで   | 同 上                           |

- 2 受験申込手続

- (1) 書面による受験申込

- イ 受付場所における受験申込

次の受付期間及び場所により、原則として申込者本人が受験申込書を直接提出して申し込むこと。

| 受 付 期 間                                          | 場 所                                     |
|--------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 平成25年4月11日（木）から同月15日（月）まで<br>（各日とも午前10時から午後5時まで） | 山形市城北町一丁目12番26号<br>社団法人山形県建築士会          |
| 平成25年4月11日（木）<br>（午前10時から午後5時まで）                 | 東田川郡三川町大字横山字西田48番地の8<br>出羽商工会三川支所内の受付場所 |

- ロ 郵送による受験申込

次のいずれかに該当する者に限り、郵送により受験を申し込むことができる。その場合は、平成25年3月19日（火）から同年4月3日（水）までの消印のあるものを有効とし、簡易書留郵便により東京都中央区京

橋二丁目14番1号 財団法人建築技術教育普及センター本部に送付すること。

- (イ) 二級建築士試験を受験する場合にあつては、過去に二級建築士試験を受験したことがある者のうち、当該二級建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付することができる者
- (ロ) 木造建築士試験を受験する場合にあつては、過去に木造建築士試験を受験したことがある者のうち、当該木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付することができる者
- (ハ) 離島等のため受付場所における受験申込ができない等やむを得ない事情がある者で、勤務先の証明書又は住民票を添付することができるもの

(2) インターネットによる受験申込

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り、インターネットにより受験を申し込むことができる。その場合は、平成25年3月28日（木）午前10時から同年4月3日（水）午後4時までの間にセンターのホームページ（<http://www.jaeic.jp/>）において、必要な事項を入力して申し込むこと。

3 その他

詳細については、県土整備部建築住宅課（電話023(630)2643）又は社団法人山形県建築士会（電話023(643)4568）に問い合わせること。

平成25年3月1日印刷  
平成25年3月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部  
電話 山形(631)2057 (631)2056